

財形金融債から財形預金への移行に関する Q&A

(2012 年 2 月現在)

Q1. 新しい財形貯蓄商品(「財形移行口定期預金」および「財形定期預金」)に移行すると有利ですか？それとも不利ですか？

A1. 新商品(財形預金)の商品性は、従来の財形金融債と同一としますので、金利が同一の場合、経済効果は同じになります。従って、移行すると有利、または不利ということはありません。

Q2. このまま財形貯蓄を継続したい場合は、どのような手続きが必要ですか？

A2. 特段必要なお手続きはございません。移行日時点の残高と移行日まで日割りの利息分を合算して、新しい財形貯蓄商品の預入元本といたします。

Q3. 新しい財形貯蓄商品(「財形移行口定期預金」および「財形定期預金」)は預金保険制度による保護の対象ですか？

A3. はい、預金保険制度による保護の対象です。新しい財形貯蓄商品は、加入者さまが当行にお預け入れの他の「一般預金等」と合算して、元本 1,000 万円までとその利息の範囲内で預金保険により保護されます。

Q4. 財形年金の積み立てを終えて受取中(据置中)である場合は、どのような取扱いになりますか？

A4. このまま財形年金を保有していただければ、特段のお手続きはなく、従来と同様に、積み立てられた財形年金の残高を原資に、年金としてお受け取りいただけます。